

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成31年1月16日（平成31年（行個）諮問第4号）

答申日：平成31年3月29日（平成30年度（行個）答申第224号）

事件名：平成28年司法試験予備試験論文式試験の本人の答案等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書6に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の開示請求に対し、文書1に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）につき、その全部を不開示とし、文書2ないし文書6に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月20日付け法務省人試第139号により、法務大臣（以下「法務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求に至るまでの経緯

審査請求人は平成30年6月20日、処分庁に対し、法12条1項に基づき、別紙に掲げる保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を請求した。これに対して処分庁は、同年7月20日、6点全てにつき不開示を決定（原処分）した。

（2）文書1について

処分庁は、文書1について、司法試験考査委員及び事務局への問い合わせ増加による試験業務への支障が生じること、並びに受験技術のみに頼った勉強法が蔓延し適正な能力評価が困難になること等を理由として、法14条7号柱書き該当事由があると主張している。しかしながら、かかる主張は、次の各点において失当である。

ア 理由前段について

論文式試験の答案用紙が開示されても、採点基準までは明らかになっていないのだから、受験者は自己採点をすることはできないのであり、それゆえ、受験者が採点ミス等について考査委員や事務局に問い合わせをすることは有り得ない。

現に、特定独立行政法人は、審査請求人に対して、審査請求人が受験して作成した特定試験 A 及び特定試験 B の記述式試験（午後 1，午後 2）の答案用紙を開示したことがあるが、かかる開示が実施された後においても、そもそも答案用紙の開示請求自体が増加していないし、ましてや、特定独立行政法人に対する問い合わせが増加した等の問題も発生していない。このことから考えるに、司法試験予備試験の論文式試験の答案用紙を開示した場合でも、同様に、何の問題も発生しないであろうことは容易に推測できる。

そうすると、文書 1 を開示しても試験事務に支障が生じることはなく、法 14 条 7 号柱書き該当事由は存在しない。

イ 理由後段について

(ア) 答案を開示しても司法試験予備試験における適正な能力評価に何ら影響が生じないこと

受験予備校は、既に受験者から「再現答案」（実際に試験を受けた際に作成した答案を試験終了後の記憶が鮮明なうちに再現させた答案）を募集し、これを分析している。

現に、特定予備校は特定書籍（以下「再現答案等掲載書籍」という。）を毎年発売している。このように、既に受験者の答案分析は行われているため、文書 1 が開示されても、法務省、予備校、受験者いずれの立場においても何ら影響が生じるものではない。

すなわち、仮に、再現答案等掲載書籍が出回っていることによって受験技術のみに頼った勉強法が蔓延しているのであれば、実際の答案が開示されたところで、そのような蔓延状況は変わらない。反対に、再現答案等掲載書籍が出回っているにもかかわらず受験技術のみに頼った勉強法が蔓延していないのであれば、実際の答案が開示されたところで、そのような勉強法が蔓延するおそれはない。現状がどちらであったとしても、答案の開示によって現状に変化が生じることはないのである。

強いて言うなら、実際の答案と「再現答案」では、言い回しの枝葉末節等が若干異なると考えられるため、予備校にとっては、実際に提出された答案と一字一句同じ答案の分析が可能になる。しかし、司法試験予備試験は、言い回しの枝葉末節によって点数が変化するような試験ではないので、予備校が実際の答案と「再現答案」のいずれを分析したとしても、予備校の分析内容に変化は生じない。そ

れゆえ、やはり、文書1が開示されても、法務省、予備校、受験者いずれの立場においても何ら影響が生じるものではない。

(イ) 既に予備校等により行われている答案分析活動によって平成23年以降の試験において適正な能力評価が困難になった事実は存在しないこと

平成23年以降の予備試験において、上記(ア)で述べたような予備校等の答案分析活動により適正な能力評価が困難になった事実は存在しない。仮にそのような事実が存在するならば、処分庁は、それを証明する資料を提出すべきである。

(ウ) 小括

そうすると、文書1を開示しても適正な能力評価が困難になることはなく、法14条7号柱書き該当事由は存在しない。

ウ 小括

よって、文書1に法14条7号柱書き該当事由は存在しないので、開示すべきである。

(3) 文書2について

処分庁は、文書2について、文書保存期間満了により廃棄しており不存在である旨、主張している。しかしながら、かかる主張は、次の各点において、廃棄したとの説明に不自然・不合理な点があるものであり、失当である。

ア 点数入力等の誤りに備えて合格発表後も採点表が保存されているであろうこと

法務省大臣官房人事課司法試験予備試験係の担当官は、平成30年6月27日に審査請求人が架電した際、論文式試験の採点表について「基本、合格者が確定しましたら適宜廃棄してしまうという扱いになっていまして」と述べている。しかし、合格者の確定後に採点表を廃棄した場合、事務局の素点入力や採点格差調整等の事務に過誤があった際に、得点の再計算が不可能となる。そうなれば、国は、不合格となった受験者から、追加合格が認められなかったことによる精神的苦痛等を根拠として国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を請求される事態に陥ることが考えられる。

法務省としても、そのような事態は回避したいはずであるから、上記過誤があった場合に備えて、採点表を保存しているはずである。それにもかかわらず、採点表について「保存期間が満了したため廃棄した」とする処分庁の説明は、著しく不自然・不合理である。

イ 司法試験出題漏えい事件の教訓から採点表を保存する必要性が生じていること

平成27年の司法試験出題漏えい事件を受けて、法務省及び司法試

験委員会は、受験者の答案や採点の記録を残しておかなければ不正行為があった際に後々調査できない、という教訓を得た。出題情報の提供を受けた受験者が不正に作成された論文式試験の答案は、「全ての採点ポイントに触れている」などの不自然な点があり、だからこそ発覚したものである。そうすると、合格発表後に不正行為の疑いが生じて調査をする必要が生じた場合（そのような調査は、不正行為の真相を究明し司法試験の公平性と信頼を確保すると同時に、司法試験法10条に基づく処分を検討するためにも、現実に実施されるであろうと考えられる）、答案用紙のみでは「全ての採点ポイントに触れているか否か」が分からず、調査には論文式試験の採点表が不可欠である。この理は、事件があった司法試験のみならず、司法試験予備試験においても、全く共通である。

そうすると、事件の教訓を踏まえれば、法務省においては司法試験予備試験の論文式試験の各受験者の答案用紙のみならず採点表も保管しているのが合理的な対応であり、それにもかかわらず採点表について「保存期間が満了したため廃棄した」とする処分庁の説明は、著しく不自然・不合理である。

ウ 小括

よって、文書2は未だ存在するので開示すべきである。

(4) 文書3について

処分庁は、文書3について、文書保存期間満了により廃棄しており不存在である旨、主張している。しかしながら、かかる主張は、上記(3)アと同様の理由で失当である。

よって、文書3は未だ存在するので開示すべきである。

(5) 文書4について

処分庁は、文書4について、作成又は取得しておらず不存在である旨、主張している。

文書4の存否については、審査請求人においても、必ずしも存在すると考えているものではないが、念の為、作成又は取得の有無を再度確認されたいと考えるものである。

(6) 文書5について

処分庁は、文書5について、文書保存期間満了により廃棄しており不存在である旨、主張している。しかしながら、かかる主張は、次の各点において、廃棄したとの説明に不自然・不合理な点があるものであり、失当である。

ア 点数入力等の誤りに備えて合格発表後も採点表が保存されているであろうこと

法務省大臣官房人事課司法試験予備試験係の担当官は、平成30年

6月27日に審査請求人が架電した際、口述式試験の採点表について「基本、合格者が確定しましたら適宜廃棄してしまうという扱いになっていまして」と述べている。しかし、合格者の確定後に採点表を廃棄した場合、事務局の点数入力等の事務に過誤があった際に、得点の再計算が不可能となる。そうなれば、国は、不合格となった受験者から、追加合格が認められなかったことによる精神的苦痛等を根拠として国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を請求される事態に陥ることが考えられる。

法務省としても、そのような事態は回避したいはずであるから、上記過誤があった場合に備えて、採点表を保存しているはずである。それにもかかわらず、採点表について「保存期間が満了したため廃棄した」とする処分庁の説明は、著しく不自然・不合理である。

イ 司法試験出題漏えい事件の教訓から採点表を保存する必要性が生じていること

司法試験予備試験の論文式試験における採点表が合格発表後においても保存されている必要があることは上記(3)イにおいて述べたとおりである。口述試験においては、論文式試験と異なり出題漏洩事件のようなものは過去に発生していないが、同様の事件が口述試験においても発生する可能性は完全に否定しきれものではない。そして、そのような事件が起きた際には、合格発表後であっても調査が必要となり、調査に際しては、受験者の口頭での解答が模範解答とどの程度一致していたか等を検証する必要がある。

そうすると、法務省においては司法試験予備試験の口述試験の各受験者の採点表も保管しているのが合理的な対応であり、それにもかかわらず採点表について「保存期間が満了したため廃棄した」とする処分庁の説明は、著しく不自然・不合理である。

ウ 小括

よって、文書5は未だ存在するので開示すべきである。

(7) 文書6について

処分庁は、文書6について、文書保存期間満了により廃棄しており不存在である旨、主張している。しかしながら、かかる主張は、上記(6)アと同様の理由で失当である。

よって、文書6は未だ存在するので開示すべきである。

(8) 結語

以上より、原処分は違法であるから、原処分は取り消され、速やかに文書1ないし文書6を開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 司法試験制度について

(1) 司法試験及び司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）の目的及び実施機関

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験である（司法試験法（昭和24年法律第140号）1条1項）。

また、予備試験については、司法試験を受けようとする者が法科大学院の課程を修了した者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とする（同法5条1項）。

そして、予備試験を合格した者は、その合格発表の日後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間、法科大学院を修了した者は、修了の日後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間、それぞれ3回の範囲内で司法試験を受けることができる（同法4条）。

司法試験及び予備試験の実施に関する事務は、国家行政組織法8条及び司法試験法12条1項に基づき法務省に置かれた司法試験委員会がつかさどる。

司法試験委員会には、司法試験及び予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員（以下「予備試験考査委員」という。）が置かれ（同法15条1項）、司法試験及び予備試験の合格者は、それぞれその考査委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会が決定する（同法8条）。

司法試験委員会の庶務に関する事務は、法務省大臣官房人事課（以下「事務局」という。）がつかさどる（法務省組織令15条）。

(2) 予備試験の概要

予備試験は、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う（司法試験法5条1項）。

論文式による筆記試験（以下「論文式試験」という。）は、短答式試験による筆記試験に合格した者につき、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）、一般教養科目及び法律実務基礎科目について行われる（同法5条3項）。問題数は、各科目1問出題され、試験時間は、憲法と行政法をあわせて2時間20分、民法、商法及び民事訴訟法をあわせて3時間30分、刑法と刑事訴訟法をあわせて2時間20分、一般教養科目が1時間、法律実務基礎科目（民事及び刑事）が3時間である。配点は、法律基本科目及び一般教養科目についてはいずれも50点満点、法律実務基礎科目については、民事及び刑事につきそれぞれ50点の100点満点である。

口述の方法による試験（以下「口述試験」という。）は、論文式試験

に合格したものにつき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行われる（同法5条4項）。出題は、法律実務基礎科目の民事及び刑事について行われ、配点は民事及び刑事について同一とされている。実施方法については、受験者が指定された試験室に1名ずつ入室し、予備試験考査委員2名から発問を受け、受験者がそれに回答する口頭試問形式で行われる。

2 本件開示請求及び開示しないこととした理由について

(1) 本件開示請求に係る保有個人情報について

ア 審査請求人は、別紙に掲げる文書1ないし文書6に記録された保有個人情報の開示を求めている。

イ 保有個人情報の取得状況は以下のとおりである。

(ア) 文書1に係る個人情報については、平成28年7月9日及び10日並びに平成29年7月16日及び17日に実施された論文式試験終了後に取得した。

(イ) 文書2及び文書3に係る個人情報については、上記(ア)の論文式試験終了後に、採点を担当する予備試験考査委員から提出を受けて取得した。

(ウ) 文書4に係る個人情報については、取得していない。

(エ) 文書5及び文書6に係る個人情報については、平成28年10月22日及び23日並びに平成29年10月28日及び29日に実施された口述試験終了後に、採点を担当する予備試験考査委員から提出を受けて取得した。

(2) 開示しないこととした理由

ア 文書1について

予備試験は、司法試験を受けようとする者が法科大学院の課程を修了した者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とするものであるが、もとより論文式試験に関しては、その正解が一義的に定まっているものではない。

現在、成績通知によって、受験者に各科目の順位ランクを通知しているところ、答案を開示すれば、開示された答案と成績通知による各科目の順位ランクを比較し、答案の採点について、司法試験委員会及び予備試験考査委員への質問や照会等が増加し、予備試験考査委員及び事務局職員等がそれぞれその有する業務に支障が生じるおそれがある。また、後に生じ得る個々の受験者等からの苦情や非難を回避することを考慮するあまり、採点者が答案に対して適正な評価を与えることが困難になり、さらには、必要な能力評価に適切な

良問の作成をも困難にするおそれがある。

加えて、これを開示することとすれば、受験予備校等を介して、合格者あるいは上位成績者の答案が模範答案との扱いを受けて広く流布し、受験者の解答の方法等に影響を与え、あるいは、受験予備校が「答案の分析結果」等と称して成績上位のパターンなどを示すことにより、受験技術のみに頼った勉強法が蔓延し、新たな法曹養成制度の意義が害されるとともに、論文式試験によって上記のような能力評価をすることが困難になり、論文式試験の意義が失われるおそれがある。

したがって、論文式試験の答案を開示することにより、予備試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法14条7号柱書き）ことから保有個人情報の開示をしない旨の決定を行った（原処分）。

イ 文書2，文書3，文書5及び文書6について

文書保存期間（事務処理上必要な1年未満の期間）が経過したため、既に廃棄しており、保有していないことから保有個人情報の開示をしない旨の決定を行った（原処分）。

ウ 文書4について

保有個人情報として作成又は取得しておらず、保有していないことから保有個人情報の開示をしない旨の決定を行った。

3 審査請求人の主張について

(1) 文書1について

ア 予備試験考査委員等が適正に職責を果たすことが困難になること

(ア) 予備試験における採点の在り方等

予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定は、予備試験考査委員が行うこととされており（司法試験法15条1項）、予備試験考査委員は、司法試験委員会の推薦に基づき、当該試験を行うについて必要な学識経験を有する者から任命されている（同条2項）。予備試験考査委員の氏名及び地位は、公表される。

予備試験考査委員がこれらの権限を行使するに当たって、合格者の判定については予備試験考査委員の合議によることとされ（同法8条）、具体的には、予備試験考査委員会議において行うこととされている（司法試験委員会令5条1項）。また、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定の基本方針その他これらの統一的な取扱いのために必要な事項は、予備試験考査委員会議を開いて定めることができることとされている（同条2項）。このように、予備試験考査委員が予備試験考査委員会議という合議体によって権限を行使することを求められているのは、合格者の判定のみで

あり、また、合議体によって決することができるのとされているのは、予備試験考査委員の権限事項に係る基本方針その他統一的な取扱いのために必要な事項のみである。すなわち、予備試験考査委員の権限のうち、問題の作成及び採点については、法務大臣が各予備試験考査委員に対し個別に委任しているものであって、予備試験考査委員の合議によって決することはそもそも予定されていない。

そして、論文式試験の採点については、予備試験考査委員会議において、「司法試験予備試験における採点及び合否判定等の実施方法・基準について」等と題する書面記載の内容が申合せ事項とされ、公表されているが（平成28年3月17日、同年11月24日等司法試験予備試験考査委員会議申合せ事項）、これは一般的なものであり、個別の出題に即したものではない。この申合せ事項以上の内容は予備試験考査委員会議において合意されておらず、個々の答案の具体的な採点は、各予備試験考査委員の裁量に委ねられている。それは、論文式試験の意義や性格等によるものである。

すなわち、論文式試験は、正解が一義的に与えられ得るものではなく、出題された事例について法的に解析した上で、論理的な思考に基づき、法令の解釈や適用を行い、それを論理的・説得的に構成・論述して表現することが求められるものであり、それを通じ、法科大学院修了者と同等の学識及びその応用能力等を判定するものである。そして、このような論文式試験の意義に沿った判定を可能とするためには、いわゆる論点主義による画一的・硬直的な採点ではなく、個々の予備試験考査委員の専門的知識、学識経験等に基づいた、独立した判断で柔軟な評価がなされなければならない。

他方で、個々の予備試験考査委員が独立して採点する結果、得点にばらつきが出ることもあり得ることを前提とし、受験者間に不公平が生じることを避けるため、上記申合せ事項においては、一通の答案を複数の予備試験考査委員によって採点し、かつ、偏差値による得点調整を行うことなどが定められている。

このように、論文式試験の採点において個々の予備試験考査委員に求められていることは、他の予備試験考査委員から独立して、自己の高度な専門知識と識見に基づき、良心に従い、自由かつ公正中立に、個々の答案を審査して評価を与えることであり、このことは、予備試験がその役割を果たすために必要不可欠である。

(イ) 採点に関する問い合わせ等の現状

事務局には、司法試験や予備試験受験者からの問い合わせが電話等で多数寄せられているところ、特に成績通知後には、論文式試験の採点結果に関する問い合わせが相次いでいる。そのほとんどは不

合格者で、成績通知に記載された科目別順位ランク等が自らの認識と比べて低すぎるといふものであり、中には、自己の再現答案に対する第三者の評価や他の者の再現答案との比較を根拠として、採点の過誤や不当性を主張するものもある。このような問い合わせに対しては、適正に事務処理を行っている旨説明しても納得を得られない場合もあり、特段の対応を強いられる状況にある。

(ウ) 論文式試験の答案を開示することによって生じる支障

論文式試験の答案を開示することとなれば、受験予備校等の後押しによって、大規模に答案の開示請求が行われることとなることが想定され、また、とりわけ不合格者にとっては、開示された情報から何らかの理由を作出して採点の過誤を主張しようとするのが容易に予測され、開示請求の著しい増大とこれに伴う事務局への問い合わせ等の増加が見込まれる。

実際の答案は、その内容と科目別順位ランクとの結びつきが確実であり、更に他の答案との比較によって、それが正当な内容でなくとも、個別具体的な根拠を挙げて採点の不当性を主張することが可能となるため、問い合わせ等の増加と深刻化がより進むことが見込まれる。採点に不満を持つ者につき、十分な時間を割いたとしても、納得を得られるような説明を行うことは極めて困難であって、試験事務の運営に支障が生じるおそれが極めて高い。

このような場合、事務局における説明では対処できなくなり、予備試験考査委員に対し、個別に採点の再確認を求め、あるいは、採点方針について説明を求めざるを得ない事態も生じ得る。また、事務局において説明を尽くすことが困難であるため、予備試験考査委員に対して直接問い合わせ等がなされるおそれも高くなり、予備試験考査委員が採点に不満を抱く者からの苦情・嫌がらせ等にさらされるおそれも生じる。

司法試験に関しては、過去に司法試験に落ちた腹いせに、複数の法務・検察幹部が脅迫されるなどした事件もある。予備試験考査委員は、名簿が公表されている上、特に研究者の委員は人数が限られており、個人攻撃の対象となるおそれを否定できない。

前述のとおり、予備試験において、適切な判定を可能とするには、論点主義による画一的・硬直的な採点ではなく、個々の考査委員の学識経験等に基づいた独立した判断による柔軟な評価がなされる必要があり、そのため、論文式試験の個々の答案の具体的な採点は、考査委員の裁量に委ねられている。個々の考査委員に求められることは、他の考査委員から独立して、自己の高度な専門知識と識見に基づき、良心に従い、自由かつ公正中立に、個々の答案を審査する

ことである。このような審査においては、個々の答案の具体的な採点について、事後的に、そのすべてを形式的、客観的に説明することは容易ではないと考えられる。

答案が後に開示されることとなれば、後日の問い合わせ、非難、中傷、嫌がらせ等への恐れや煩わしさから、予備試験考査委員間で点数差が生じないように、過度に硬直的な採点を行い、あるいは、他の予備試験考査委員の採点に合わせるなどして、予備試験考査委員が答案に対して適正な評価を与えることが困難となる。また、問い合わせ等に対して画一的に回答できるよう、形式的な採点が可能な問題作成に陥り、予備試験において求められる法科大学院修了者と同程度の能力評価に適した良問の作成が困難となるおそれもある。したがって、答案の開示によって、予備試験考査委員がその職責を適正に果たすことが困難になり、適正な試験事務の遂行に支障が生じるおそれは現実的であるといえる。

また、予備試験考査委員は、任期付きの非常勤職員で、本務の傍ら、問題作成や採点といった多大な時間と労力を要する職務を行っており、その負担は非常に重い。予備試験考査委員を更なる物理的・心理的負担にさらすこととなれば、優秀な研究者や実務家から予備試験考査委員のなり手を採ることが難しくなる。

したがって、予備試験論文式試験の答案は、開示することによって、予備試験に係る事務の適正な遂行に種々の支障が生じることが明らかであるから、開示することにより予備試験事務の適正な遂行に支障が生じるおそれのある情報であるといえる。

(エ) 審査請求人の主張に対する反論

これに対して、審査請求人は、「特定独立行政法人が、特定試験 A 及び特定試験 B の記述式試験の答案用紙を開示を実施した後も答案用紙の開示請求自体が増加していないし、問い合わせが増加した等の問題も発生していないことから、予備試験の論文式試験の答案を開示した場合でも、同様に、何の問題も発生しないことは容易に推測できる」旨主張するが、同法人に対する開示請求や問い合わせが増加した等の問題も発生していないとの主張を裏付ける根拠等がなく、また、仮に問題等が発生していなかったとしても、同法人が実施する試験と予備試験論文式試験は異なった目的の試験で、形式も異なる別個のものであり、同法人が実施する試験の保有個人情報の開示状況によって、予備試験論文式試験の保有個人情報の開示の可否が左右されるものではないことは明らかである。したがって、審査請求人の主張には理由がない。

イ 新たな法曹養成制度の在り方が損なわれること

(ア) 新たな法曹養成制度における司法試験及び予備試験の役割

平成13年6月に司法制度改革審議会が新たな法曹養成制度の導入を提言したことを受けて、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号）が成立し、平成17年12月1日に同法の一部の施行によって司法試験法が改正され、それまでの司法試験（以下「旧司法試験」という。）に代わる新司法試験（平成24年から旧司法試験との併行実施期間が終了したことから司法試験という名称となり、以下「司法試験」という。）が平成18年から実施されることとなった。

旧司法試験においては、受験競争が厳しい状態にあって、受験者が受験技術を優先し、受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っていることが問題視されていた。旧司法試験の論文式試験の答案については、「表面的、画一的、金太郎飴的 answer」、「同じような表現のマニュアル化した answer」、「パターン化しており、それも同じ間違いをしている answer」、「落ちない answer」等が多く、その結果、「受験者の能力判定が年々困難になってきている」、「これ以上 answer の画一化が進むと、能力判定そのものが大変困難になる」と指摘されるとともに、仮に、能力判定が可能であっても、「その結果生み出される法曹全体の質的な劣化というものは、極めて深刻なもの」であるとの指摘もされていたところである（司法制度改革審議会議事録等）。このような実情については、多くの受験者がいわゆる受験予備校を利用するなどして、論点ごとに整理された教材、あるいは過去の試験問題や想定問題についての解答例を集めた教材等を使用してその内容を覚えていくという勉強の仕方を行っていることが主たる原因であると指摘されていた。さらに、科目別得点の順位ランクが「A」である論文式試験合格者の再現 answer について詳細な分析を加えた書籍が、受験予備校等から発行されていたことから明らかなとおり、受験予備校等は、受験者から論文式試験の再現 answer を集め、成績通知により上位にランクされた者の再現 answer をもっともらしく分析し、高い評価を得る answer の共通点等を多数受験者に示すなどの受験指導を行っており、このことが上記のような問題状況に拍車をかけていた。

他方で、司法制度改革においては、21世紀の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求

められているという状況を踏まえて、21世紀の司法を担うにふさわしい、質・量ともに豊かな法曹を確保するため、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度へと大きな転換が図られ、その中核を担うものとして、法曹養成に特化した実践的な教育を行う法科大学院が新たに導入された。

法科大学院では、法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、その課程を修了した者のうち相当程度、例えば7～8割の者が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うこととされた（司法制度改革審議会意見書）。すなわち、法科大学院においては、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及び弁論能力を含むその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこととされ（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）2条1号）、設置基準等において、開設すべき授業科目や教員の配置数などが定められている上、定期的に第三者評価機関による評価を受けなければならないこととされている（専門職大学院設置基準（平成15年3月31日文科科学省令第16号）、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文科科学省告示第53号）等）。

司法試験は、このような法科大学院の在り方を前提として、受験資格が原則として法科大学院修了者に限定されるとともに（司法試験法4条1項）、口述試験が廃止されるなど、制度の枠組みが大幅に変えられた。司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかを判定することを目的とし、法曹にふさわしい者を選抜する役割を有するだけでなく、法科大学院を中核とする法曹養成制度の一環として位置付けられ、法科大学院教育との有機的連携の下に行われることとなった（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律2条、司法試験法1条参照。）。

このように、新たな法曹養成制度の趣旨は、法曹にふさわしい知識・能力等の涵養を法科大学院課程を通じて行うことにあり、法科大学院生が法科大学院課程の履修に専念することが要請される。法科大学院生が法科大学院課程の履修に専念せず、これを軽視しおろ

そかにするような事態となれば、新たな法曹養成制度の意義が損なわれることとなるのみならず、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度そのものが成り立たなくなる。司法試験は、法科大学院課程を履修した成果の一部を測るものであり、司法試験の受験対策のみを目的とした指導や受験技術の習得に特化した指導は、いわば本末転倒であって、新たな法曹養成制度の趣旨に反するものである。

そして、予備試験は、法科大学院を中核とする法曹養成制度において、司法試験の受験資格を法科大学院修了者に制限しつつ、法科大学院を経由しない人でも、法科大学院修了者と同程度の能力を有していれば、同等に新司法試験の受験資格を与え、法曹となる途が確保されるようにする趣旨で設けられたものであり、法律上、予備試験は、法科大学院修了者と同程度の能力を判定する試験として位置づけられているので、この判定を適切に行うことによって、法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を損ねることのないようにする必要がある。

(イ) 司法試験及び予備試験における現状

しかしながら、現状においては、旧司法試験の弊害とされていた、新たな法曹養成制度の理念に反する、受験対策に傾斜しかねない情報が流布されている状況にある。

複数の大手の受験予備校や受験雑誌等による司法試験及び予備試験の受験指導が大々的に行われ、そこでは「合格答案」を作成するための答案作成技術の指導が売り物にされており、受験者の再現答案がそのような受験指導の材料として利用されている。

そして、受験予備校は、受験者に対し、試験会場の出口でピラを配るなどして、金品を対価に再現答案の提出を広く募り、成績通知の提出も求めた上、成績上位者に高額の謝礼を上積みするなどしている。その「再現答案」は当該受験者の科目別順位ランク等と併せて書籍に掲載されるなどして利用されており、受験者本人のために拡充したはずの成績通知が、司法制度改革の理念、新たな法曹養成制度の趣旨に反するような学習姿勢を広めかねない受験情報として利用されている実態がある。

再現の正確性にかかわらず、成績が比較的上位の者の答案であっても、採点者からすると必ずしも推奨すべき模範的な内容とは限らないこともあり、再現答案やその分析結果の利用は、どのような答案を書けば手っ取り早く合格できるかという受験対策としての意味が強く、法曹としての本質的な能力の涵養を目的とする新たな法曹養成制度の理念に反する。

(ウ) 論文式試験の答案を開示することによって生じる支障

このような新たな法曹養成制度の趣旨及び予備試験における受験対策の現状に照らせば、答案そのものが開示されることとなれば、法曹養成制度の趣旨に反する受験対策がまん延する傾向に一層拍車がかかることになることは明白である。

現在でも、受験予備校等が合格者、不合格者を問わず、再現答案を収集し、これを利用した受験指導を行っている。しかしながら、再現答案は、実際の答案ではなく、あくまで受験者が記憶に基づいて再現したらしいという前提の下に、流布され、分析等に利用されているものである。再現答案は、実際の答案と一言一句違わず性格に再現されたものであるとは常識的に考えられない上、再現に当たって記述の訂正や追加・変更を行うなど手を加えることがあり得る。

これに対し、実際の答案は、再現の正確性を疑う余地がなく、得点との関連性も確実なものとして受け止められることとなる。そのため、答案を比較して分析を行うに当たっても、得点の差異と記載内容の際に照らして、よりもっともらしい分析を行うことが可能となる。このように、答案を開示することとなれば、当該答案の分析結果は、格段に高い信ぴょう性を持つものとして流布されることとなる。

再現答案しか入手できない現状においても、受験予備校等によるこれを利用した受験指導がまん延しつつあることに照らせば、答案そのものの開示によってその傾向に拍車を掛けることとなることは疑いがない。そして、それにより、受験者が、予備試験の合格に直結するような答案作成技術を求めて、合格者の実際の答案の体裁や書き振りを模倣するなど、実際の答案を利用したもっともらしい分析に基づく受験指導に依存することを助長することとなる。

法科大学院が受験指導を排し、理念に沿った教育を目指したとしても、他方でこのような受験指導がまん延すれば、新たな法曹養成制度の趣旨が損なわれることとなる。

このように、答案が開示されることとなれば、新たな法曹養成制度の趣旨に反する受験対策がまん延し、新たな法曹養成制度そのものが機能しないこととなり、予備試験はその役割を果たすことができなくなるおそれが高い。したがって、予備試験の論文式試験答案は、開示することにより、予備試験事務の適正な遂行に支障が生じるおそれのある情報であるといえる。

なお、平成23年から予備試験が開始されたため、法科大学院課程を経なくとも予備試験に合格すれば司法試験の受験資格を得ることができるようになっており、受験予備校等による受験指導のみを

経て司法試験を受験する者が生じ得る状況になっている。また、傾向として、若年の予備試験の受験者が増加しつつあり、上記のような受験対策に特化した受験者が増加することも危惧される。そして、答案の開示によって、予備試験の受験対策がまん延すれば、手っ取り早く法曹を目指す者がより一層予備試験に流れるようになることや、予備試験の選抜機能が低下し、受験技術を身に付けるだけで合格する者が増加することなども危惧されるところである。このように、答案の開示によって、新たな法曹養成制度の在り方が決定的に損なわれるおそれは現実的である。

(エ) 審査請求人の主張に対する反論

これに対し、審査請求人は、「受験予備校は、既に受験者から再現答案を募集し、分析していることから、実際の答案が開示されたとしても、受験技術に頼った勉強法が蔓延しているか否かに関わらず、現状に変化が生じることはなく、法務省、予備校、受験者いずれの立場においても何ら影響が生じるものではない。また、既に予備校等により行われている答案分析活動によって適正な能力評価が困難になった事実は存在しない。」旨主張するが、前述のとおり、再現答案と実際の答案とは遙かに位置付けが異なり、実際の答案の場合、再現答案に比してその内容と得点との結びつきが確実であることから、答案作成技術に特化した受験指導に一層拍車がかかることが危惧されるのは明らかである。したがって、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 文書2及び文書5について

論文式試験及び口述試験の採点表とは、予備試験考査委員が採点を行った結果を記録したものであり、事務局は提出を受けた採点表に基づき司法試験総合管理システム（司法試験及び予備試験事務を遂行するための情報システム）に科目別得点を入力している。

平成28年及び同29年の論文式試験及び口述試験の採点表は、事務処理上必要な1年未満の期間を保存期間とする行政文書であった（法務省大臣官房人事課標準文書保存期間基準）が、前記のとおり司法試験管理システムに科目別得点を入力・確認の上、当該年の合格者の決定後に廃棄したことから、保有していない。

(3) 文書3及び文書6について

論文式試験及び口述試験の科目別得点については、各科目の予備試験考査委員が採点を行った採点表の提出を受けることにより取得するところ、上記2のとおり科目別得点が記載された採点表については既に廃棄されている（保存期間については、事務処理上必要な1年未満の期間。）。

また、当該年の個人の科目別得点については、司法試験総合管理システムにより管理し、合否判定や成績通知を行っているが、翌年の予備試験実施準備のために行う司法試験総合管理システムの年度を更新する作業（以下「年度更新作業」という。）の実施により、司法試験総合管理システム内から消去（廃棄）される。

年度更新作業とは、ある年の予備試験の合格発表が終了し、翌年の予備試験の受験願書を受理する前の段階において、翌年の実施に備えるため、前年のデータのうち、一定の情報を個人情報ファイル（総務大臣へ保有通知を行っているもの）として体系的に検索できるよう司法試験総合管理システム内に備え付ける作業であり、同作業により一定の情報以外は司法試験総合管理システム内から消去（廃棄）される。

年度更新作業は、司法試験総合管理システムの運用保守業者が事務局からの指示に基づき実施しており、合格者決定後の平成28年11月及び平成29年11月に運用保守業者において年度更新作業が実施され、司法試験総合管理システム内で保有していた平成28年及び同29年の論文式試験及び口述試験の科目別得点についても既に消去（廃棄）していることから、保有していない。

（4）文書4について

口述試験の実施方法については、上記1（2）のとおりであるが、採点者である予備試験考査委員と受験者との試験中の口頭でのやり取りは、書面等により記録していないことから、当該請求に係る個人情報は作成又は取得していない。

4 結論

以上のとおり、審査請求人の主張は、いずれも本件決定を取り消す理由とはなり得ないため、本件決定は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年1月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年2月13日 審議
- ④ 同年3月5日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報1について、法14条7号柱書きに該当するとして、その全部を不開示とし、本件対象保有個人情報2について、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報1の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報1の不開示情報該当性及び本件対象保有個人情報2の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報1の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において本件対象保有個人情報1を見分すると、審査請求人本人が受験した論文式試験の答案用紙に本人が記載した解答であって、当該解答に対する配点・減点などの採点情報や採点を行った考査委員によるコメントなどの書き込み等は記載されていないことが認められる。
- (2) 諮問庁の主張については、平成26年度(行個)答申第12号において、平成25年司法試験予備試験論文式試験の答案に記載された保有個人情報の不開示情報該当性について判断したとおり、受験予備校による再現答案の収集及び利用の状況を踏まえると、本件対象保有個人情報1を開示すれば、受験予備校が他の相当数の受験者に働きかけて、同様の開示請求を行わせるがい然性は極めて大きく、これに応じて開示することとなれば、再現答案に基づく分析よりも実際に試験に提出した答案に基づく分析の方が現実にも即したものであることは否定できないから、当該答案作成者の成績と併せて、高成績を得やすい答案作成の技法等を今までより一層それらしく説明することが可能となり、そうすると、このような受験予備校が提示する技法等に基づく受験指導がまん延し、法科大学院修了者と同程度の能力の有無を適切に評価することが困難になるおそれが生じるがい然性が高まり、その結果、予備試験事務の適正な遂行に支障が生じる具体的なおそれがあるといわざるを得ない。

本件対象保有個人情報1は、評価、コメント等が何も記載されていない自らが作成した答案そのものであるが、予備試験においては、個人の権利利益の保護という法の目的を離れて、受験予備校等が働きかけることにより、多数の受験者による開示請求が行われ、その弊害が上記のように予測される状況を踏まえれば、たとえ本人に対する開示であっても、予備試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといわざるを得ない点も同様である。

- (3) したがって、本件対象保有個人情報1は、これを開示することにより、予備試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するので、不開示としたことは妥当である。

3 本件対象保有個人情報2の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報2の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 文書 2 及び文書 5 について

当該保有個人情報、予備試験考査委員が採点を行った結果を記録した平成 28 年・平成 29 年の論文式試験及び平成 29 年の口述試験の採点表である。

当該採点表は、事務処理上必要な 1 年未満の期間を保存期間とする行政文書であり、司法試験総合管理システム（司法試験及び予備試験事務を遂行するための情報システム）に科目別得点として入力・確認を行い当該年の合格者の決定を行ったことにより、その利用目的が達成され、既に廃棄している。

イ 文書 3 及び文書 6 について

当該保有個人情報は、平成 28 年・平成 29 年の論文式試験及び平成 29 年の口述試験の科目別得点であり、これは各科目の予備試験考査委員が採点を行った採点表の提出を受けることにより取得するものである。科目別得点は上記アの採点表に基づき、司法試験総合管理システムに入力し、合否判定や成績通知書に記載する科目別成績区分の決定に利用しているが、科目別得点そのものを受験者に通知することなく、司法試験予備試験ファイルの記録項目として保存する情報に含まれないため、翌年の予備試験実施準備のために行う司法試験総合管理システムの年度を更新する作業（年度更新作業）の実施により、司法試験総合管理システム内から消去（廃棄）している。本件に係る年度更新作業は、合格者決定後の平成 28 年 11 月及び平成 29 年 11 月に運用保守業者において実施され、司法試験総合管理システム内で保有していた平成 28 年及び同 29 年の論文式試験及び口述試験の科目別得点についても既に消去（廃棄）している。

ウ 文書 4 について

当該保有個人情報は、採点者である予備試験考査委員と受験者との試験中の口頭でのやり取りであるが、同委員は、書面等により記録していないことから、作成又は取得していない。

エ 審査請求人は、文書 2、文書 3、文書 5 及び文書 6 については、事務局が行う事務に過誤があった際に不合格になった受験者から損害賠償を請求される事態も考えられることから、廃棄したという諮問庁の説明は著しく不自然・不合理であり、文書 2 及び文書 5 については、司法試験出題漏洩事件の教訓から採点表を保存する必要性が生じていることから、これも、廃棄したという諮問庁の説明は著しく不自然・不合理である旨主張する。

しかしながら、採点表の廃棄時期や年度更新作業の実施時期は、上記ア及びイのとおりであり、当該保有個人情報を保有していない。

(2) 以下，上記諮問庁の説明も踏まえ，検討する。

本件対象保有個人情報2のうち文書2，文書3，文書5及び文書6については，既に廃棄され，文書4については，作成又は取得していないとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく，これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって，法務省において本件対象保有個人情報2を保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報の開示請求に対し，本件対象保有個人情報1につき，その全部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とし，本件対象保有個人情報2につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，本件対象保有個人情報1は，同号柱書きに該当すると認められ，また，法務省において，本件対象保有個人情報2を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙

- 文書 1 平成 28 年及び同 29 年司法試験予備試験論文式試験の受験者本人の答案用紙
- 文書 2 平成 28 年及び同 29 年司法試験予備試験論文式試験の受験者本人の答案の採点に係る採点表
- 文書 3 平成 28 年及び同 29 年司法試験予備試験論文式試験の受験者本人の科目別の得点
- 文書 4 平成 29 年司法試験予備試験口述式試験の受験者本人と採点者との口頭での会話を採点者が書面に書き起こしたもの
- 文書 5 平成 29 年司法試験予備試験口述式試験の受験者本人の発言の採点に係る採点表
- 文書 6 平成 29 年司法試験予備試験口述式試験の受験者本人の科目別の得点